

全 L 協保安・業務 G 7 第 189 号  
令和 7 年 12 月 24 日

正会員 各位

(一社) 全国 LP ガス協会

最高裁判所における LP ガス設備費用請求等の判決について  
(お知らせ)

標記につきまして、令和 7 年 12 月 23 日に最高裁判所(以下、「最高裁」)において LP ガス設備費用請求及び残存費用等請求に関する判決が下記のとおり下りましたのでお知らせいたします。(なお、概要版を別添のとおり取りまとめました。赤字部分は当協会にてマーキングした部分です。)

つきましては、本判決が今後の実務に影響を及ぼす可能性があることから、今後の対応については、経済産業省の見解や判断を精査した上で、慎重かつ適切に検討してまいります。

記

【最高裁判決】

残存費用等請求事件(別添 1)

<https://www.courts.go.jp/hanrei/95265/detail2/index.html>

設備費用請求事件(別添 2)

<https://www.courts.go.jp/hanrei/95264/detail2/index.html>

以上

発信手段: E メール

担当: 保安・業務グループ 瀬谷、森、岩田